

第 3 回までの主なご意見

【基本的な考え方について】

- ・ 助成対象とする障害の程度について、精神障害者保健福祉手帳の等級で判断することは妥当。
- ・ 34 市町村あるが、どの自治体もできるような制度にしていきたい。

【助成対象とする障害の程度についてのご意見】

- ・ 身体障害や知的障害のある方とのバランスを考慮して、1 級までを対象とすることが妥当ではないか。
- ・ 現行制度（既存事業）の対象者との均衡を考慮すべきではないか、将来に向けた持続性についても考えなければならないと思う。
- ・ 2 級となると幅が広いため、どこまで対象とするか要検討。一定の要件が必要ではないか。
- ・ 他障害とのバランスを考えると 1 級が妥当だとは思いますが、2 級の方に部分的な助成ができないか。
- ・ 精神障害のある方は不安定さを抱えながら生活している。2 級・3 級も検討してほしい。

【助成対象とする医療の範囲についてのご意見】

- ・ 現行制度（全ての疾病について入院・通院ともに対象）に合わせることが良いと思うが、自立支援医療が優先されるようにしてほしい。
- ・ 現行制度に合わせることを良いと思うが、障害の程度の範囲にもよると思うので入院・通院別といった試算をお願いしたい。
- ・ 精神科以外の医療は必要なのかと思うが、身体障害や知的障害のある方の状況も考慮して検討したい。

関係者会議および家族の声を聴く会での意見・ご質問とそれに対する回答・考え方

	意見・ご質問	回答・考え方
1	医療費の試算について、入院や通院、精神科および精神科以外で、それぞれの等級ごとにどれぐらいの費用がかかるのか。 (第3回関係者会議)	○市町村から提供いただいた医療費のデータに基づき、入院・通院、等級別の内訳を試算。(資料3) ○精神科・精神科以外の試算については、医療費のデータから試算することは困難。
2	精神障害に特化した医療費助成制度の創設を検討していただきたい。(第3回関係者会議)	○他都道府県において導入されている独自制度について整理。(資料4)
3	本事業を実施すると、国保に関する国からの補助金がカットされ、その分は市町村で負担している。(第3回関係者会議)	○国民健康保険における公費負担の減額調整措置について整理。(資料5)
4	精神通院に関しては自立支援医療を優先していただきたい。 (第3回関係者会議)	○医療費負担(保険給付および公費負担)との関係について整理。(資料6) ○自立支援医療については、他市町村からも要望あり。(資料7)
5	入院医療を対象とした場合に高額療養費制度の兼ね合いはどうか。(第3回関係者会議)	○福祉医療制度(地方単独助成制度)における他制度(公費負担制度)優先の原則から、確実に自立支援医療が優先適用されるような仕組みが必要であると認識。
6	精神障害者保健福祉手帳所持者数のここ10年程度の推移はどのようになっているか。(第3回関係者会議)	○精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加率は年平均6.0%程度。(参考資料1)
7	身体障害、知的障害のある方の障害者手帳の所持者数はどうなっているか。(第3回関係者会議)	
8	障害者手帳における精神障害、身体障害、知的障害(療育手帳)の重複所持者数とそのうち18歳未満の人数はどのようになっているか。(第3回関係者会議)	精神障害者保健福祉手帳と身体障害者手帳を重複所持している方は、全等級で135人、そのうち18歳未満は0人。(高知市を含まない) 精神障害者保健福祉手帳と療育手帳を重複所持している方は、全等級で105人、そのうち18歳未満は15人。(資料8)

	意見・ご質問		回答・考え方
9	福祉医療制度における各市町村ごとの負担はどのようになっているか。 (第3回関係者会議)	身体・知的 精神	参考資料10参照。 資料3参照。
10	手帳保持者のうち、①～④の利用状況はどのようになっているか。また、①～④の制度と福祉医療制度との適用関係についてはどうなるのか。(第3回関係者会議)	①自立支援医療 ②高額療養費制度 ③生活保護(医療扶助) ④労災給付(事故による脳損傷などの場合)	○利用状況については、医療費の情報と障害者手帳の情報が紐づいていないため把握が困難。 ○公費の優先順位については以下のとおり。(資料6) ・基本的には、医療保険(高額療養費制度を含む)⇒法律に基づく公費負担制度(自立支援医療など)⇒地方単独助成事業(福祉医療)の順で適用。 ・生活保護受給者の場合は、公費負担制度(自立支援医療)⇒生活保護制度における医療扶助の順で適用。 ・労災給付については、すべてに優先して適用。
11	制度導入後の市町村・医療機関の事務負担への影響や、自立支援医療を前提とした制度とする場合の各市町村の手続きの増加についてはどのようなものが想定されるか。(第3回関係者会議)		○制度の導入にあたり想定される市町村における準備作業等 ①条例の改正、②予算措置、③システムの改修、④対象者への周知、⑤医療機関等への周知 ○制度の導入にあたり増加が想定される市町村の事務負担 ①手帳申請者の増加、②福祉医療申請者の増加、③手帳更新時における事務 ④償還払い等が発生した場合の支払い事務 ○医療機関 ①対象者への案内、②診断書作成、③請求事務(福祉医療の適用)
12	本県の福祉医療制度について、精神障害者が除外されている理由はどのようなものか。(家族の声を聴く会)		○制度制定時の資料等が残っていないため詳細は不明。
13	第3回関係者会議における医療費の試算について、①試算は今回から新たに必要な金額か、②この財源の内訳は地方、国の別でどうなっているのか。(家族の声を聴く会)		①制度を導入(精神障害のある方を対象とした場合)に新たに必要となる金額。 ②財源の内訳は、現行制度に準じるならば県1/2、市町村1/2(国の負担はなし)。

助成対象となる医療費の試算

■助成対象となる医療費の試算

- ・ 先行して実施している他府県の実績を基に算出した医療費に、本県の手帳所持者数を乗じて試算。
- ・ また、算出した額に、県内市町村における精神障害のある方の入院・通院別の医療費、年代別の医療費をもとに按分を行い試算したもの。

	入院	通院	合計
1級	54.6 百万円 18.7 百万円 (65歳以上) 35.9 百万円 (65歳未満)	12.5 百万円 2.4 百万円 (65歳以上) 10.1 百万円 (65歳未満)	67.1 百万円 21.1 百万円 (65歳以上) 46.0 百万円 (65歳未満)
2級	311.4 百万円 78.0 百万円 (65歳以上) 233.4 百万円 (65歳未満)	337.7 百万円 46.9 百万円 (65歳以上) 290.8 百万円 (65歳未満)	649.1 百万円 124.9 百万円 (65歳以上) 524.2 百万円 (65歳未満)
3級	92.8 百万円 30.6 百万円 (65歳以上) 62.2 百万円 (65歳未満)	101.0 百万円 20.2 百万円 (65歳以上) 80.8 百万円 (65歳未満)	193.8 百万円 50.8 百万円 (65歳以上) 143.0 百万円 (65歳未満)
(1級～2級)	366.0 百万円 96.7 百万円 (65歳以上) 269.3 百万円 (65歳未満)	350.2 百万円 49.3 百万円 (65歳以上) 300.9 百万円 (65歳未満)	716.2 百万円 146.0 百万円 (65歳以上) 570.2 百万円 (65歳未満)
(1級～3級)	458.8 百万円 127.3 百万円 (65歳以上) 331.5 百万円 (65歳未満)	451.2 百万円 69.5 百万円 (65歳以上) 381.7 百万円 (65歳未満)	910.0 百万円 196.8 百万円 (65歳以上) 713.2 百万円 (65歳未満)

(注) 試算額は助成事業に要する県と市町村の所要額 (自己負担相当額) の合算

■試算に用いた数値

(1) 手帳所持者数 (R7 年度末推計値)

	1 級 (R8.3 末見込み)	2 級 (R8.3 末見込み)	3 級 (R8.3 末見込み)
手帳所持者数	634 人 (①)	6,126 人 (②)	1,829 人 (③)

※R5 年度末の手帳所持者数に、過去 5 年間の増加率 (年 6.0%) を乗じて算出

(2) 他都道府県の実績をもとに算出した医療費

105,960 円 (④)

※ 先行して精神障害を対象として医療費助成を行っている他自治体のうち、本県の現行制度と同様 (入院・通院問わず全ての疾病を対象、自己負担なし) であり、かつ、精神障害者分の医療費が算出可能な自治体を選定し、選定した自治体ごとに、「総医療費のうち精神障害者分の医療費÷対象となる精神障害者の等級の手帳所持者数」で算出、得られた金額の平均値

※ 福祉医療の試算に用いるために機械的に算出した数字であって、自立支援医療費等が含まれていないなど 1 人あたりの実医療費額とは異なる

(3) 試算額 (年間)

1 級のみ①×④	1 級+2 級 (①+②) ×④	1 級+2 級+3 級 (①+②+③) ×④
67.1 百万円	716.2 百万円	910.0 百万円

(4) 県内市町村における精神障害のある方の入院・通院別の医療費、年代別の医療費をもとにした按分率

		入院	通院	合計
1 級	65 歳以上	27.92	3.64	100.0
	65 歳未満	53.44	14.99	

		入院	通院	合計
2 級	65 歳以上	12.02	7.23	100.0
	65 歳未満	35.96	44.79	

		入院	通院	合計
3 級	65 歳以上	15.81	10.40	100.0
	65 歳未満	32.11	41.67	

※一部の市町村において保有している国保被保険者の医療費データから抽出 (令和 6 年 1 月 1 日～12 月 31 日)

市町村で把握している手帳所持者の情報と突合し、該当者の医療費データを集計したもの

手帳の等級ごとの医療費の総合計を 100 とした場合の割合を算出 (端数処理の関係で合計が 100 とならない場合がある)

参考 先行して実施している他都道府県の実績をもとに算出した医療費による市町村ごとの所要見込額

	令和5年度末 (R6.3.31時点)			令和7年度末見込み (R8.3.31見込み) ※1			⑦1人あたり医療費見込み ※2	市町村別負担額		
	①1級所持者数	②2級所持者数	③3級所持者数	④1級見込み数	⑤2級見込み数	⑥3級見込み数		1級のみ ④×⑦÷2	1級+2級 (④+⑤)×⑦÷2	1級+2級+3級 (④+⑤+⑥)×⑦÷2
高知市	294人	3076人	938人	330人	3456人	1054人	105,960円	17,483,400円	200,582,280円	256,423,200円
室戸市	15人	88人	31人	17人	99人	35人		900,660円	6,145,680円	7,999,980円
安芸市	9人	110人	35人	10人	124人	39人		529,800円	7,099,320円	9,165,540円
南国市	36人	302人	132人	40人	339人	148人		2,119,200円	20,079,420円	27,920,460円
土佐市	11人	124人	41人	12人	139人	46人		635,760円	7,999,980円	10,437,060円
須崎市	24人	142人	41人	27人	160人	46人		1,430,460円	9,907,260円	12,344,340円
宿毛市	16人	140人	28人	18人	157人	31人		953,640円	9,271,500円	10,913,880円
土佐清水市	10人	101人	15人	11人	113人	17人		582,780円	6,569,520円	7,470,180円
四万十市	23人	230人	43人	26人	258人	48人		1,377,480円	15,046,320円	17,589,360円
香南市	26人	223人	71人	29人	251人	80人		1,536,420円	14,834,400円	19,072,800円
香美市	18人	173人	48人	20人	194人	54人		1,059,600円	11,337,720円	14,198,640円
東洋町	2人	15人	5人	2人	17人	6人		105,960円	1,006,620円	1,324,500円
奈半利町	1人	24人	11人	1人	27人	12人		52,980円	1,483,440円	2,119,200円
田野町	3人	10人	7人	3人	11人	8人		158,940円	741,720円	1,165,560円
安田町	1人	10人	6人	1人	11人	7人		52,980円	635,760円	1,006,620円
北川村	0人	7人	6人	0人	8人	7人		0円	423,840円	794,700円
馬路村	0人	2人	1人	0人	2人	1人		0円	105,960円	158,940円
芸西村	3人	22人	4人	3人	25人	4人		158,940円	1,483,440円	1,695,360円
本山町	3人	24人	9人	3人	27人	10人		158,940円	1,589,400円	2,119,200円
大豊町	2人	22人	7人	2人	25人	8人		105,960円	1,430,460円	1,854,300円
土佐町	3人	10人	4人	3人	11人	4人		158,940円	741,720円	953,640円
大川村	0人	1人	2人	0人	1人	2人		0円	52,980円	158,940円
いの町	27人	129人	40人	30人	145人	45人		1,589,400円	9,271,500円	11,655,600円
仁淀川町	4人	40人	11人	4人	45人	12人		211,920円	2,596,020円	3,231,780円
佐川町	8人	75人	33人	9人	84人	37人		476,820円	4,927,140円	6,887,400円
越知町	2人	51人	3人	2人	57人	3人		105,960円	3,125,820円	3,284,760円
日高村	0人	45人	12人	0人	51人	13人		0円	2,701,980円	3,390,720円
中土佐町	7人	51人	12人	8人	57人	13人		423,840円	3,443,700円	4,132,440円
檮原町	2人	12人	3人	2人	13人	3人		105,960円	794,700円	953,640円
津野町	1人	19人	1人	1人	21人	1人		52,980円	1,165,560円	1,218,540円
四万十町	8人	81人	23人	9人	91人	26人		476,820円	5,298,000円	6,675,480円
大月町	2人	36人	4人	2人	40人	4人		105,960円	2,225,160円	2,437,080円
三原村	1人	8人	1人	1人	9人	1人	52,980円	529,800円	582,780円	
黒潮町	7人	52人	4人	8人	58人	4人	423,840円	3,496,680円	3,708,600円	
計	569人	5455人	1632人	634人	6126人	1829人	105,960円	33,589,320円	358,144,800円	455,045,220円

※1 R1～R6の精神保健福祉手帳所持者の増加率（年6.0%）を用いて試算

※2 先行する都道府県のうち、自己負担がゼロかつ精神障害者分の算出が可能な自治体の平均値（1人あたり医療費見込みは総医療費÷対象者（手帳所持者数）で算出）

他都道府県で導入されている独自制度の比較

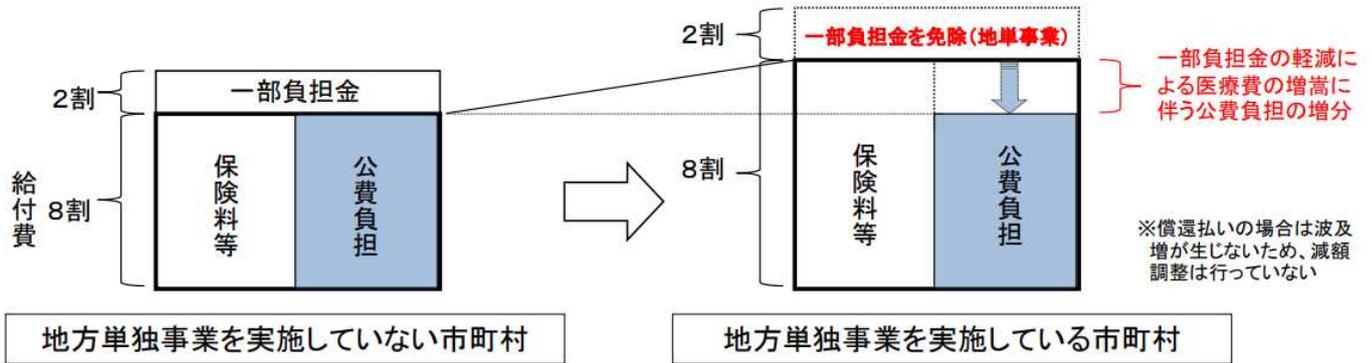
	高知県（現行制度）	奈良県	愛知県
対象とする 精神障害の 程度		<u>精神障害者福祉手帳 1級・2級</u>	<u>精神障害者福祉手帳 1級・2級</u>
対象とする 医療の範囲	入院・通院にかかわらず すべての診療科（ただし 食事療養費は除く）	入院・通院にかかわらず すべての診療科（ただし 食事療養費は除く）	<u>精神科疾患の医療費に限 り、かつ通院は自立支援 医療受給者証（精神通院 医療）の適用が必要</u>
所得制限	あり（新たに重度障害と なった65歳以上の人は、 市町村民税非課税世帯を 除き対象外）	<u>あり</u> （旧国民年金法施行 令（老齢福祉年金の支給） に定める所得制限）	なし
自己負担	なし	<u>あり</u> （医療機関1か所に つき、500円（14日以上 の入院の場合は1,000 円））	なし
助成の方法等	現物給付（窓口負担なし）	<u>自動償還払い</u> <u>（窓口負担あり）</u>	現物給付（窓口負担なし）

国民健康保険における公費負担の減額調整措置（地単カット）について

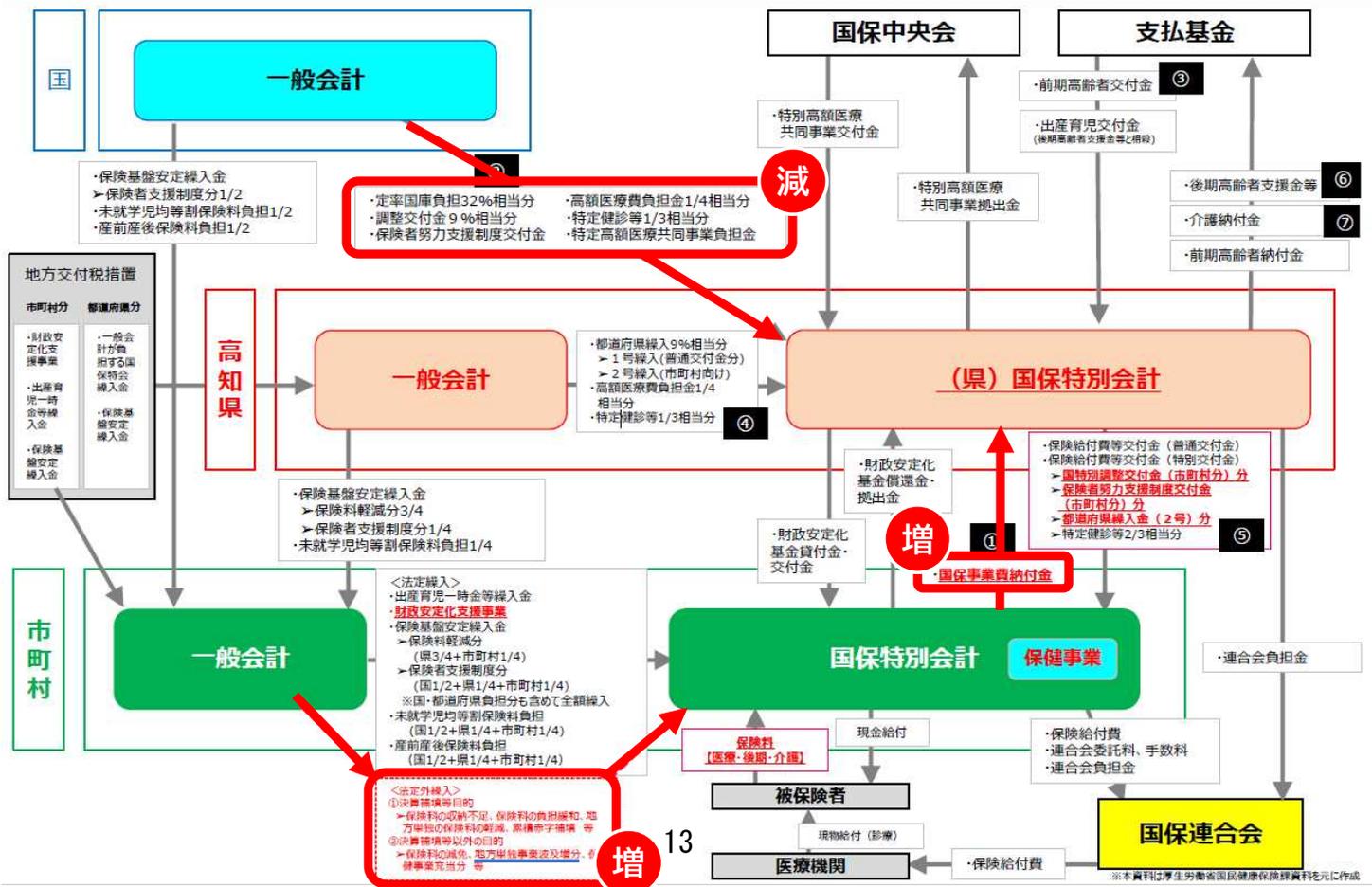
■地単カットの概要

- 医療保険制度では、医療を受けた人と受けない人との公平や適切な受診を確保する観点から一部負担金を求めている。
- 地方単独事業により、一部負担金が法定割合より軽減される場合、一般的に医療費が増嵩するが、この波及増分については、その性格上、当該自治体が負担するものとされ、国庫の公平な配分という観点から、減額調整をしている。 [昭和59年~]
- このうち、子どもの医療に関する国保の減額調整措置については、本年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」にも記載されたとおり、「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、見直しを含め検討し、年末までに結論を得るものとする。

【イメージ】



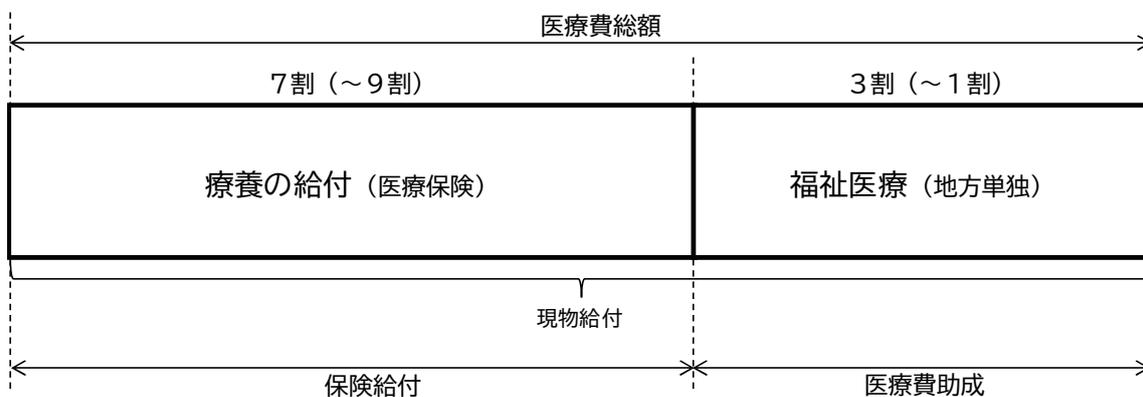
■市町村における補填の流れ



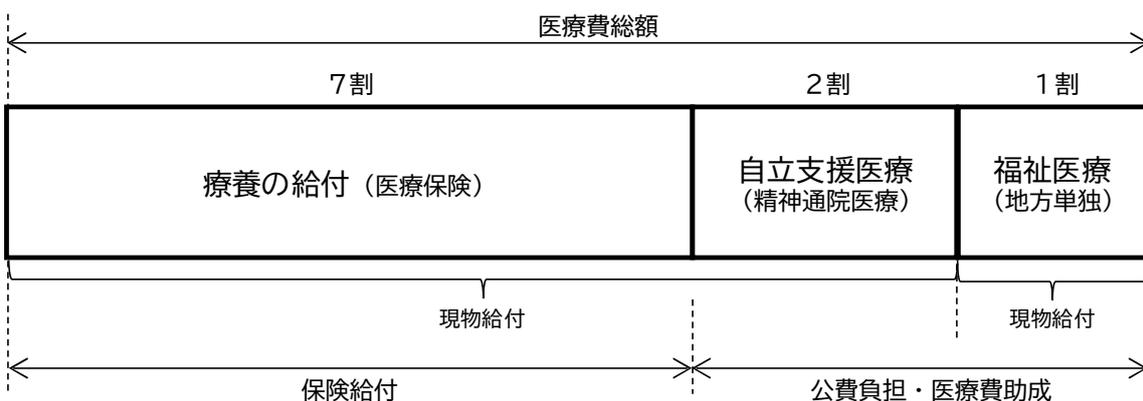
医療費負担のイメージ（保険給付および公費負担との関係）

1 生活保護を受給していない場合

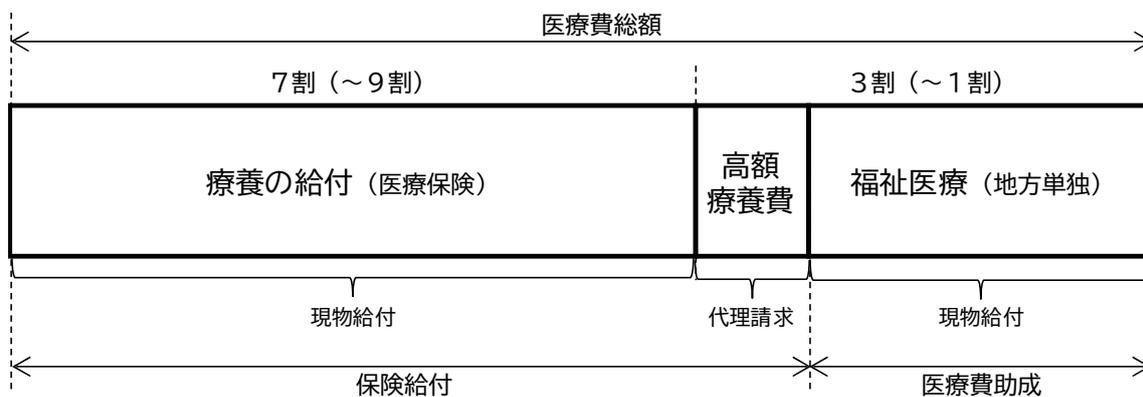
(1) 自立支援医療費（精神通院医療）の対象ではない場合



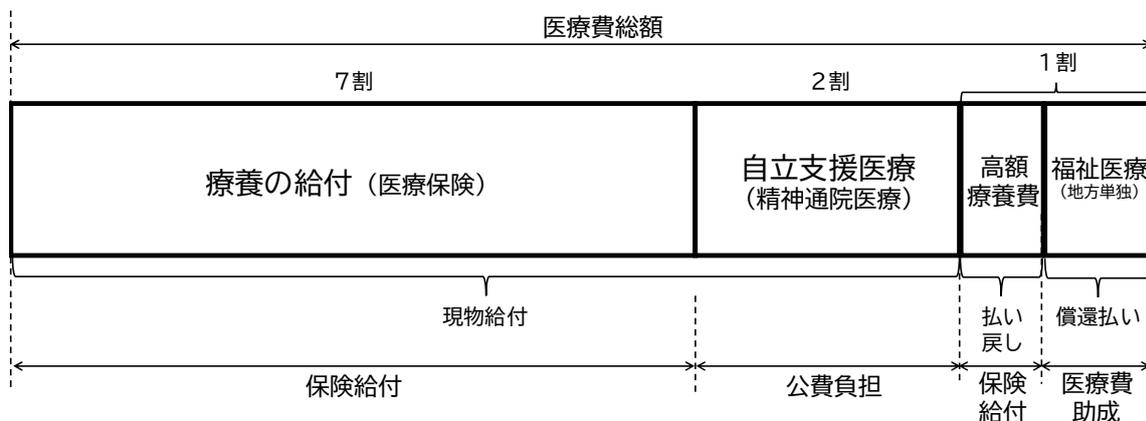
(2) 自立支援医療（精神通院医療）の対象の場合



(3) 自立支援医療（精神通院医療）の対象ではなく、高額療養費が支給される場合



(4) 自立支援医療（精神通院医療）の対象で、高額療養費が支給される場合



2 生活保護を受給している場合

(1) 自立支援医療費（精神通院医療）の対象ではない場合



(2) 自立支援医療（精神通院医療）の対象の場合



高知県重度心身障害児・者医療費助成事業に関する市町村の意向

1 県が精神障害のある方を本事業の補助対象に含める制度改正を行った場合の市町村の考え方

- 24市町村（約70%）の市町村が、県の助成対象範囲と同範囲を対象として実施する予定。
- 残りの市町村についても、実施する方向で検討がなされている。

※実施にあたっての市町村の考え方

- ・ 可能なかぎり県内市町村間で取扱いが統一されているべき。
- ・ 県の助成対象範囲を超えて市町村単独で助成を行うことは財政的に難しい。
- ・ 県の助成対象範囲に関わらず1級までとする。
- ・ すでに独自で助成を実施している範囲で実施し、県の助成範囲が今の助成範囲より広くなれば県の助成範囲に合わせて実施する。
- ・ 他市町村の動向を踏まえたくえで検討する。

2 精神障害のある方を本事業の補助対象に含めることについての意見

①自立支援医療（精神通院医療）制度との関係に関するもの

- ・ 県下でも署名活動による精神障害医療費助成への要請が高まっており、高知県の補助があるなら実施の方向で検討したい。
- ・ 現行の自立支援医療（精神通院医療）との兼ね合いをどのように考えるのか。
- ・ 自立支援医療（精神通院）の受給者証を取得しなくても医療費が無料になる（こととなる）ため、本人にとって自立支援医療の申請をするメリットがないことなど、福祉医療の医療費助成額が現在の試算より高額になるのではないかと考えている。
- ・ 公費（他制度）優先という前提条件を明確にし、また県内医療機関へも周知徹底を行い、公費（他制度）対象であるにもかかわらず福祉医療を単独で使用した場合に制限がかかるような仕組みが必要。これは障害福祉医療のみではなく、全ての福祉医療制度が該当しており、市町村では対応に苦慮している。
- ・ 精神障害のある方のうち、自立支援医療（精神通院）を使用している人がほとんどである。精神障害も福祉医療に含めることとなった場合、制度としては自立支援医療（精神通院）が優先となるはず。自立支援医療（精神通院）を使用した上で自己負担額が発生した分について福祉医療で助成となるよう、病院・薬局等に確実に周知してほしい。
- ・ 通院に限っては、自立支援医療（精神通院）制度が活かされれば、通院についてはフォローできると考えている。仮に福祉医療で入院の医療の自己負担が不要となった場合、入院をしている場合は家族等であっても退院に向けての受け入れに更に消極的となるなど、時代に逆行することが懸念される。

②その他制度スキームに関するもの

- ・ これまで他都道府県の取扱いを参考としているが、全国的にもバラバラであることを考えると、他都道府県の仕組みも精度が高くないことがうかがえる。後発の県なので、それぞれの問題点等を整理・把握のうえ提案をしていただけるとありがたい。
- ・ 精神を現行制度に含めるのではなく、精神に特化した助成制度を創設すべき。

障害者手帳を重複して所持している方の割合（高知県）

(1) 精神障害者保健福祉手帳と身体障害者手帳を重複所持している方（高知市分を含まない） 単位：人

		身体障害者手帳						計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
精神保健福祉手帳	1級	5 (0)	4 (0)	1 (0)	4 (0)	1 (0)	2 (0)	17 (0)
	2級	14 (0)	13 (0)	24 (0)	19 (0)	20 (0)	12 (0)	102 (0)
	3級	1 (0)	0 (0)	6 (0)	5 (0)	3 (0)	1 (0)	16 (0)
	計	20 (0)	17 (0)	31 (0)	28 (0)	24 (0)	15 (0)	135 (0)

※（ ）は18歳未満

(2) 精神障害者保健福祉手帳と療育手帳を重複所持している方 単位：人

		療育手帳				計
		A1	A2	B1	B2	
精神保健福祉手帳	1級	2 (1)	3 (3)	4 (0)	7 (3)	16 (7)
	2級	0 (0)	5 (0)	30 (2)	47 (5)	82 (7)
	3級	0 (0)	0 (0)	1 (0)	6 (1)	7 (1)
	計	2 (1)	8 (3)	35 (2)	60 (9)	105 (15)

※（ ）は18歳未満

(3) 身体障害者手帳と療育手帳を重複所持している方 単位：人

		身体障害者手帳						計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
療育手帳	A1	326 (65)	65 (10)	21 (3)	22 (3)	18 (6)	8 (0)	460 (87)
	A2	92 (8)	47 (7)	29 (4)	34 (4)	14 (4)	25 (0)	241 (27)
	B1	66 (4)	45 (4)	31 (6)	47 (3)	21 (2)	15 (0)	225 (19)
	B2	30 (4)	22 (4)	14 (1)	19 (0)	17 (3)	14 (1)	116 (13)
	計	514 (81)	179 (25)	95 (14)	122 (10)	70 (15)	62 (1)	1042 (146)

※（ ）は18歳未満

※（1）精神障害者保健福祉手帳と身体障害者手帳の重複については、高知市分が含まれていない
 ※県が保有する障害者手帳システムのデータについては令和7年5月時点、高知市が保有する障害者手帳システムのデータについては令和7年6月時点。
 ※県が保有する障害者手帳システムについては、名前と生年月日をキーとして突合していることから、必ずしも正確な数値ではないことに留意。